

愛知県中小企業融資制度要綱

(目 的)

第 1 この要綱は、県内中小企業者の事業活動に必要な資金を金融機関と協調して融資することについて必要な事項を定め、県内中小企業者の経営の安定と発展を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 信用保険法 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）をいう。
- (2) 信用保険法施行令 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）をいう。
- (3) 産競法 産業競争力強化法（昭和 25 年法律第 98 号）をいう。
- (4) 経営承継円滑化法 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）をいう。
- (5) 経営承継円滑化法施行規則 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成 21 年経済産業省令第 22 号）をいう。
- (6) 中小企業者 信用保険法第 2 条第 1 項に規定する者をいう。
- (7) 小規模企業者 信用保険法第 2 条第 3 項に規定する者を言う。
- (8) 特定中小企業者 中小企業者であつて信用保険法第 2 条第 5 項に規定する者をいう。
- (9) 特例中小企業者 中小企業者であつて信用保険法第 2 条第 6 項に規定する者をいう。
- (10) 保証協会 愛知県信用保証協会をいう。
- (11) 取扱金融機関 信用保険法施行令第 1 条の 3 に規定する金融機関であつて、愛知県内に本支店を有するもののうち、県と預託契約を取り交わしたものをいう。
- (12) 協調市町村 小規模企業等振興資金において、県と協調して制度を運用する市町村をいう。
- (13) 設備資金 以下の設備資金をいい、資金使途が確認できるもの。
 - ア 工場、店舗、倉庫等の新築、中古建物購入又は増改築費用
 - イ 工場、店舗、倉庫等の用に供する土地の取得費用
 - ウ 機械・装置、工具・器具・備品等の購入費用
 - エ 賃貸物件の初期費用
 - オ その他事業上必要な設備の設置等にかかる費用
- (14) 運転資金 以下の運転資金をいう。
 - ア 仕入資金、人件費、広告宣伝費、外注費等
 - イ 設備機器のリース料
 - ウ その他事業上必要な経費等
- (15) 事業資金 事業上の設備資金と運転資金をいい、投機性を有する資金は含まない。

(融資制度の種類)

第 3 融資制度は、以下の資金とする。

- (1) 小規模企業等振興資金
- (2) 一般事業資金
- (3) 中小企業組織強化資金
- (4) 経済環境適応資金

(資金措置)

第 4 県は、この制度の運用資金に充てるため、予算で決められた金額（以下「県資金」という。）を別途契約

により取扱金融機関に預託する。

2 第3第1号の小規模企業等振興資金については、県と協調市町村が協調して行うものとし、協調市町村は、県資金の預託額に対して相応の資金（以下「協調資金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

3 預託の時期は以下のとおりとする。

(1) 当初予算に係る預託の場合は、当該年度の4月末日までに行う。

(2) 補正予算に係る預託の場合は、予算成立後、速やかに行う。

4 預託の期間は1年以内とする。

(融資枠)

第5 取扱金融機関は、預託された県資金及び協調資金に対して、以下の額を目途として融資を行うものとする。

(1) 小規模企業等振興資金 累計2.2倍
ただし、預託期間が6か月以内の資金に対しては1.1倍とする。

(2) 一般事業資金 累計13.0倍

(3) 中小企業組織強化資金 累計5.6倍

(4) 経済環境適応資金 累計1.8倍

(暴力団等の排除)

第6 愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(融資対象者)

第7 原則として、以下の要件を満たし、各資金に定める要件に該当するものを融資対象者とする。

(1) 県内に事業所を有し、適法に事業を営んでいること。

(2) 税の滞納がないこと。

納税の猶予などの法的手続きを取らずして納付されていない状態をいい、係争中のものは税の滞納に該当する。

(3) 保証協会の信用保証対象資格があること。

(融資条件)

第8 原則として、以下の条件を満たすものとし、詳細の条件については各制度要領において定める。

(1) 資金使途

資金使途は事業資金に限るものとし、以下の資金は対象としない。

ア 県外の事業資金

イ 転貸資金（借り入れた資金を他者へ貸し出す資金）

ただし、組合の組合員に対する転貸資金及び福利厚生として行う従業員への転貸資金は除く。

ウ 旧債振替資金（既存の債務を返済する資金）

ただし、保証協会が認めた場合にはこの限りでない。

(2) 融資期間

融資期間は最長15年とする。ただし、事業者からの条件変更の申し出に対して保証協会が認めた場合には、この限りでない。

一つの申込書により設備資金と運転資金を同時に申込みする場合については、設備資金の割合が60%未満のときは、運転資金の期間を、60%以上のときは、設備資金の期間を適用する。

(3) 融資利率

融資利率は固定とし、規定利率と異なる扱いは認めない。

融資期間内に条件変更を行う場合は、当初融資実行時の融資利率を適用する。ただし、融資利率に「以内」の表示がある融資メニューについて、融資利率を引き下げ場合は、この限りではない。その場合、引き下げ後の融資利率を再度引き上げることは認めない。

なお、当初の融資の最終返済期限を超えて期間延長をする場合については、最終返済期限以降は取扱金融機関の所定融資利率を適用することができる。

(4) 貸付方法

証書貸付、手形貸付、手形割引及び電子記録債権割引とする。

なお、手形貸付、手形割引及び電子記録債権割引については、融資期間1年以内のみの取扱いとし、根保証での取扱いは認めない。

(5) 返済方法

返済方法は、融資期間に応じて以下のとおりとする。ただし、利用中小企業者が希望する場合には、元利均等返済（ローン方式）の取扱いを認める。

融資期間1年以内の場合：一括返済又は分割返済とし、分割返済においては、不均等返済も認める。

融資期間1年超の場合：1か月ごとの分割返済とし、最終回の返済額が毎回の返済額の2倍以内となる元金均等返済とする。

(6) 担保

原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(7) 保証人

必要に応じて徴求する。

ただし、申込人が法人の場合は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない。

(8) 信用保証

原則として保証協会の信用保証付きとする。なお、信用保証料は保証協会所定とする。

(残高方式)

第9 愛知県中小企業融資制度における資金別融資残高の上限は、各制度要領で定める融資限度額を上限とし、過年度に融資した残高は、それぞれの資金の残高とみなす。

(融資申込手続)

第10 原則として、申込みには次の書類を要する。その他必要な書類については、各資金要領において定める。

(1) 信用保証委託申込書（保証協会所定）

(2) その他、取扱金融機関及び保証協会が、融資審査上あるいは保証審査上、必要と認める書類

(申込受付期間)

第11 資金の申込みは、原則として常時受け付ける。ただし、融資枠に達したときは、受付を締め切ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、経済環境等の変化により県が必要ないと認めたときは、受付を締め切ることができる。

(審査決定等)

第12 申込受付機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるもののうち、信用保証を必要とするものについては、速やかに関係書類を保証協会に送付すること。

2 保証協会は、前項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては、取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に推薦機関に通知すること。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行すること。

(融資の取扱い)

第13 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求してはならない。

2 融資手続き等については、この要綱に定めるもののほか保証協会及び取扱金融機関の所定の方法に従うものとする。

(遵守事項等)

第14 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

2 県は、関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等、この要綱に反することがあると認められるときは、

関係機関と協議する。また、この制度の適正な運用を図るために必要があるときは、協調市町村、保証協会及び取扱金融機関に対して、指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

(その他)

第 15 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は別に定める。定めのない事項については、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。